

# 料率告示関係

# 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に 基づき雇用保険率を変更する件について 概要

## 1. 制度の概要

○ 雇用保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）第12条第4項において15.5/1000<sup>\*1</sup>とされているが、法附則第11条第1項において、令和3年度までは13.5/1000<sup>\*2</sup>とされている。

※1 農林水産業及び清酒製造業については17.5/1000、建設業については18.5/1000

※2 農林水産業及び清酒製造業については15.5/1000、建設業については16.5/1000

○ さらに、この雇用保険率は、雇用保険財政の状況を踏まえ、会計年度毎に次の①及び②の変更をするものとされている。

① 法第12条第5項の規定による失業等給付額等を踏まえた変更

② 法第12条第8項の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更

## 2. 告示の概要

○ 令和3年度の雇用保険率について、次のとおり変更し、9/1000<sup>\*3</sup>とする。

※3 農林水産業及び清酒製造業については11/1000、建設業については12/1000

### <雇用保険率の変更>

① 失業等給付額等を踏まえた変更として、雇用保険率を4/1000引き下げ。

② 雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更として、雇用保険率を0.5/1000引き下げ。

(令和3年度の雇用保険率)

負担者	事業の種類		
	(1)一般の事業	(2)農林水産 清酒製造の事業	(3)建設の事業
①労働者負担	3/1000	4/1000	4/1000
失業等給付	1/1000	2/1000	2/1000
育児休業給付	2/1000	2/1000	2/1000
②事業主負担	6/1000	7/1000	8/1000
失業等給付	1/1000	2/1000	2/1000
育児休業給付	2/1000	2/1000	2/1000
二事業	3/1000	3/1000	4/1000
雇用保険率(①+②)	9/1000	11/1000	12/1000

## 3. 根拠規定

○ 法第12条第8項並びに法附則第11条第2項により読み替えて適用する法第12条第5項及び第10項

## 4. 適用期日等

告示日：令和3年2月中旬（予定）

適用期日：令和3年4月1日

# 雇用保険料率の弾力条項について

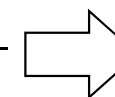
1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則8/1000(労使折半)※令和3年度まで6/1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

## 失業等給付に係る弾力条項

2 <

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



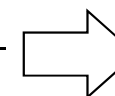
保険料率  
引下げ可能

(→-4/1000まで)

1 >

$$\frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}}$$

失業等給付費等



保険料率  
引上げ可能

(→+4/1000まで)

※ 令和元年度決算額による計算 = 2.36 → 令和3年度の保険料率を2/1000まで引き下げ可能

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

<参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の九・五から千分の十七・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十一・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十二・五から千分の二十・五まで)の範囲内において変更することができる。

※附則第11条により読み替えられた法第12条第5項

## 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

### 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow -0.5/1000) \end{array}$$

※ 令和元年度決算額による計算 = 2.52 → 令和3年度の保険料率を3/1000に引き下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

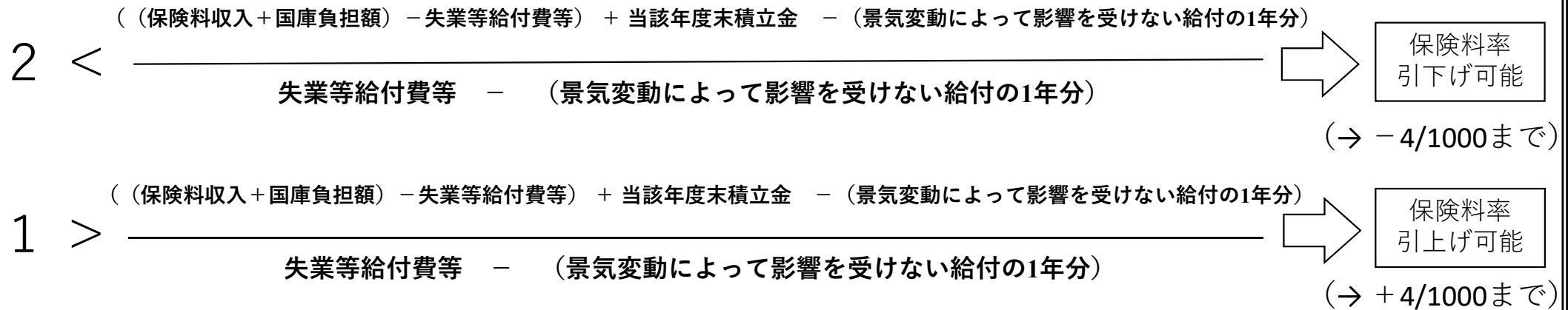
- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

# (参考)雇用保険料の弾力条項

※令和2年度決算以降に適用

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則 8 / 1000 (労使折半) ※令和 2 年～令和 3 年度 6 / 1000
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

## 失業等給付に係る弾力条項 (徴収法第12条第5項)

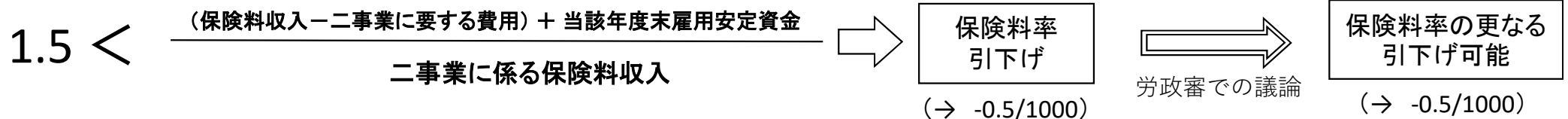


注1：景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

注2：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000 (事業主負担)

## 雇用保険二事業に係る弾力条項 (徴収法第12条第8項)



# 雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険						雇用保険																								
	(昭22)	(昭24)	(昭27)	(昭34)	(昭35)	(昭45)	(昭50)	(昭53)	(昭54)	(昭56)	(昭57)	(昭61)	(昭63)	(平4)	(平5)	(平10)	(平13)	(平14)	(平15)	(平19)	(平21)	(平22)	(平23) (注6)	(平24)	(平27)	(平28)	(平29)	(令和)	(令2)		
雇用保険料 (注1)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$		$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{15}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$		$\frac{13.5}{1,000}$		$\frac{11}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$		$\frac{9}{1,000}$		
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		$\frac{10}{1,000}$		$\frac{11}{1,000}$					$\frac{9}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$		$\frac{12}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$		$\frac{10}{1,000}$		$\frac{8}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$		$\frac{2}{1,000}$		
									(法改正)					(弾力)	(法改正)		(法改正)	(弾力)	(法改正)	(弾力)	(法改正)	(弾力)		(法改正・弾力)		(法改正・弾力)	(法改正・弾力)	(法改正・弾力)	(注7)	(法改正・弾力)	(注8)
育児休業 給付 保険料率 (労使折半)																														$\frac{4}{1,000}$	
																														(法改正)	(注8)
二事業 保険料率 (使用者負担)							$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$		$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	$\frac{3.5}{1,000}$				$\frac{3.0}{1,000}$				$\frac{3.5}{1,000}$					$\frac{3.0}{1,000}$					
									(法改正)		(弾力)	(弾力)	(弾力)	(弾力)				(弾力)				(法改正)					(弾力)				
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$			$\frac{1}{4}$													$\frac{22.5\%}{(1/4)}$	$\frac{20.0\%}{(1/4)}$	$\frac{14.0\%}{(20.0\%)}$	$\frac{1}{4}$					$\frac{13.75\%}{(1/4)}$			$\frac{2.5\%}{(1/4)}$		$\frac{2.5\%}{(1/4)}$	
																														$\times 0.1$	$\times 0.1$
																														(注7)	(注8)

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする。とされた。

(注7) 平成28年8月2日「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、3年間(平成29年度から令和元年度まで)、時限的に引き下げる。

(保険料率:平成29年度は6/1000、国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)

(注8) 育児休業給付について収支を失業等給付と区分し、育児休業給付の保険料率を4/1000に設定。

また、令和元年6月21日「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の引下げを2年間(令和2年度及び令和3年度)に限り継続。

(保険料率:令和2年度は2/1000、国庫負担率:本来の国庫負担の所要額に0.1を乗じて得た額)

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度				令和3年度
	決算	当初予算	一次補正後	二次補正後	三次補正後予算案	予算案
収入	11,386	4,213	4,218	4,277	4,277	4,306
うち保険料収入 ※1	11,099	4,008	4,008	4,008	4,008	4,006
うち失業等給付に係る 国庫負担金 ※2	230	180	180	239	239	270
支出	18,148	14,394	14,501	17,028	17,028	17,800
(うち失業等給付費)	(16,626)	(12,481)	(12,481)	(14,843)	(14,843)	(15,772)
差引剰余	▲6,762	▲10,180	▲10,283	▲12,751	▲12,751	▲13,494
積立金残高	44,871	34,690	34,588	27,120	21,323	1,722
雇用安定事業への貸出 ※3	—	—	—	▲5,000	▲5,797	▲6,107
(雇用安定事業費への貸出額累計)	—	—	—	(5,000)	(10,797)	(16,904)

※1 令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。

その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000として計上。

※2 令和2年度・令和3年度は暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。

※3 雇用安定資金への貸出額は、各予算編成時点で積立金から貸し出す額を計上している。

# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度				令和3年度
	決算	当初予算	一次補正後	二次補正後	三次補正後予算案	予算案
収入	5,735	6,067	6,067	14,239	27,626	12,540
うち 保険料収入※	5,546	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878
うち 一般会計より受入	-	-	-	3,172	10,762	363
うち 積立金より受入 (借り入れ)	-	-	-	5,000	10,797	6,107
支出	4,725	6,921	15,873	27,750	41,172	12,540
うち 雇用調整助成金等	43	35	7,537	18,772	32,159	6,667
(雇用調整助成金)	43	35	7,537	14,507	27,849	6,117
(産業雇用安定助成金)	-	-	-	-	45	537
うち 上記以外	4,682	6,886	8,335	8,978	9,014	5,873
差引 剰余	1,010	▲ 854	▲ 9,806	▲ 13,511	▲ 13,546	0
安定資金残高	15,410	14,556	5,604	1,899	864	864
(うち予算総則第19条に基づく歳入組入れ)	-	-	-	-	▲ 1,000	-

35,882億  
(予備費550億、  
安定資金1,000億、  
その他三事業6,483億)

※ 雇用安定資金の状況に応じて▲0.5/1,000の範囲内で変動(弾力条項、原則料率は3.5/1,000)することとされており、3/1,000として計上。